

## 漫録

### 故法學博士穂積陳重男爵追憶錄（一）

去る五月十五日中央大學に於ては同大學創立者の一員たる故法學博士穂積陳重男爵の追悼式舉行後追悼演説會ありたるは既報の如くなるが當日の演説を逐次茲に掲げて讀者と共に更に故人の學徳を偲ぶことをした（編者識）



元田肇

私は本日故穂積先生追悼の御祭りがあると云ふことを承りまして參拜の爲に罷り出たので何等申し述べる積りではなかつたのであります。又先刻俄かに御欠席の方が出來たので、私に何か述べよと云ふことでありましたが、諸博士の追悼のお話があることで、殊に穂積先生は學界の泰斗であらせられ、只今三浦博士の御祭文にもありました通り世界的の學者でありまして、私の如き者が此處に出るべき場合でないと考へまして、お断りいたしました次第であります。去りながら只今司會者より紹介になりましたに付きまして私は故穂積先生と特別なる御交際のあつた花井博士のお話の前に同君の御許を得て追悼の微衷を表する丈に登壇いたしたのであります。因て唯々一、二點を述べて先生を偲ぶの意を表します。

私は帝國大學の前身東大三學部の法科を卒業後辯護の業に從ひ後政界に奔走して自然高遠なる

學問の研究に遠ざかりましたことは深く慚愧して居るのであります。先生との關係に付きましては私が大學に入りました頃は先生は英國に留學をされて、それから私が卒業した後にお歸りになつて大學に教鞭をお執りになつたので、此間先生の教を受けることの出來なかつたのは甚だ遺憾であります。若し教を受けたならば私も幾らか諸先輩の末席を汚すことが出來得たのであります。斯様な次第で學事の研究に遠ざかり政治界にのみ没頭したのであります。併し時に先生の門を叩き殊に本校の集會に於て屢々教を受けたことは少からぬのであります。

私は議會に關する一つの逸事を申上げます。明治二十三年頃民法商法等の法典が始めて出來ましたが、それが皆外人の手に成つたので、本大學の前身でありました英吉利法律學校の同人は、外國人の挿へた法典を日本に施行すると云ふことは國辱である。又其内容に於ても少なからず缺點がある。就中親族編相續編に於ては我邦の風俗習慣と全然異なるものがあるから斷じて其儘實施することは出來ぬとの議論が起りまして、即ち本校の同人が其の中心となつたのであります。時に私は議院に出て居りまして同様の意見でありし處に穗積先生、菊地、増島、奥田、岡村、江木、高橋、山田等の諸君の熱烈なる御意見を承り、私は政府黨内と議會に於ての働き役となつたのである。當時鳩山和夫君、三崎龜之助君等も論戰されたが、幸にして此延期論は勝利を得ました。是れは私共の働きと言はんよりは、本校の同志の熱誠就中穗積先生其他の先輩が努力後援されたことが大なる力となつたのであります。其後法典の施行は延期にはなつたが是から先どうしたら宜からうかと云ふことになり伊藤博文公より吾々議會に論戰したる者の中改進黨より鳩山君、自由黨より

三崎君、國民協會より私の三名を星ヶ岡の茶寮に招き法典を作り變へることに付ての準備行爲として諮詢がありました。其際第一に穗積先生、故梅博士及富井博士を主任として托せられ可然と私共進言したのであります。自分のことを引合に出すようではありますが、自分の實驗したる先生に關する一事を申上る次第であります。其後法典調査會が出來ましてからは、右三博士を中心とし私共も調査會の末席を汚し、日本の法典が日本人の手に依つて出來たと云ふことになつて居るのであります。就中此親族編等に於きまして、日本は西洋と違つて家族制度を本としなければならぬと云ふ事に決定いたし其他日本の風俗習慣は成る丈尊重するの方針で新法典が出來たのであります。爾後刑法等に就ても改正が出來ましたが是れには花井博士等最も力を致されたことに存じます。今一つ私は神前に於きまして、先生にお禮を申さなければならぬことがあります。私は前に申しました通り、政界に没頭致することになりましたので、遂に學問上の研究に遠ざかりましたが、是でも大學から出た端しくれであると思ひますと甚だ殘念である。其處でせめて自分の悴だけは幾らか學者の仲間に入れたいと先生に御鞭達を願つた所が、先生は時々自分の家へ寄こせと申されましたにより伺はせましたが、矢張り豚兒は豚兒で立派には參りませぬ。併ながら大學の方はどうにか御蔭で卒業致しましたところ、大學を出た法學士の二代目が出來たのは確か君の所が初めだ詢に喜ばしいと恥をお招き下すつて祝賀をして下すつたことを今に記憶して居りますが、先生の教を受けて十分に勉強したならば學海の一人になつたのであります。けれども不省ながらも今日丈のこと致して居るのも先出來ず今日に及んで居るのであります。

生の御蔭と申さねばなりません。殊に當時先生が豚児に賜つた所の御親切なる御教訓に至つては今猶忘ることは出来ないのです。謹みて先生に感謝致します。先生の學問、先生の御逸事に付きましては、已に三浦博士其他より殆ど加へることのない程迄に述べられ、又此次には花井博士より追悼の御講演があることで、私は先刻お断り申した通り、本大學に關係ある僅に生き残つて居る老人の一人でありますから、御挨拶をしろと云ふことで、以上先生に關する逸事の一端を述べ、先生を追悼し奉る衷情を表明致します次第であります。(拍手)

### 穂積博士を偲ぶ

#### 辯護士秋山彌助

穂積博士の薨去せられたのはつい此頃のことと思つて居つたが烏兔勿々最早本月は一周年である誠に夢のやうである今博士の思ひ出を述べてなき人を偲びたいと思ふ。

僕の東京法學院在學は明治二十九年より三十一年迄である二十九年は改正民法發布の年で其頃は穂積博士は法典起草等の爲非常の御多忙で講義科目は受持つて居られなかつたから僕は博士の警咳に接したこともなく只何かの機會に御顔を拜した位のことである併し民法が發布になると學校では博士に「改正民法の要點に關する講義」と云ふ科外講義を御願したため僕は初めて講壇に於ける博士の警咳に接したのである其時の博士の御話には多忙で到底詳細なる改正民法の要點に關

する講義は出來ぬから六七回で終りたいと云ふ御話であつたが何分御多忙で遂に二三回で中絶となり全部の講義は出來なかつたと記憶して居る或は漸く二回位であつたかとも思ふ講義せられた分は法學新報に登載されたと思つて居る。

博士の科外講義の報が傳はるや其日定刻前よりひしひしと詰めかけさすがの大講堂も立錐の地なく後れて來りたる人々は廊下に立ちて聽講するのであつた博士は例の快辯を振ふて毎回約二時の講義をされたのであるが筆記をなさず只耳に聞きたるばかりの僕は皆忘れて仕舞て學理の方は更に記憶なきは赤面である只變つた御話の一、二を記憶して居るから之れだけを述べて見たいと思ふ。

講義の初めに法典編纂に付てハイデルベルヒ大學のチボー教授とベルリン大學のサビニー教授の論争の御話があつた此事は法窓夜話に載て居るがチボー教授はゼルマン諸國がナポレオンの馬蹄に蹂躪せられ悲惨の目に遇ふたのは國民思想の不統一に基因するから法典を編纂してゼルマン民族の思想を統一せしむるは現時の急務であると法典編纂論を主張しサビニー教授は法典は故意に之を制定すべきものでなく寧ろ自然の成立に待つべきものである法典は製作物でなく發達物であると論じてチボー教授の法典編纂論を排撃した事實を詳細に述べられたと思ふ。

次に法典の文章に付ての御話にはボアソナード法典は該博なる法律家ボアソナード氏が一人にて起草せられたもの故主義の矛盾等なきは勿論文體も一定して居つたが改正民法は起草に急を要した爲め三名に分擔して起草した爲めどうしても文體が一定しない或起草委員は他に對して君の

文章は戦國の文章であると云ふ其理由を問ふと戦國は事の多いものであるに「こと」と云ふ文字が多いから戦國文章であると云ふ又或起草委員は他に對して君の文章は財産家の文章である其謂はれは「もの」の多いことである物の多いのは財産家であると云ふ笑ひ話である又何の御話の引照であつたか忘れたがローマのヤーヌスの神の御話があつた(メシンの古代史か何かにあつた様に思ふヤーヌスの神は金銀両面を持つ神様で已往と將來とを見る神なり)田舎者がローマに出て殿堂でヤーヌスの神の金の面の方のみを見て歸りヤーヌスの神の顔は金であると話すと前に来て銀の方のみを見て歸つたものはヤーヌスの神の顔は銀であると争つたとの御話もあつた。

次に入會權地役權に付て地方に慣習あるものは其慣習に従ふとの規定に付ての御話があつた此入會權地役權を調査すると中々種々雜多の慣習があつて其慣習を一々精密に調査して法文に規定することは實に容易のことではない中々短日月には出來ぬから此様に規定したのである之れは蒸氣汽罐の安全瓣である此安全瓣があれば裁判官は是によつて適當の裁判を下すことが出来るとの御話であつた。

其後は拜眉を得るの機會はなかつたが大正六年十一月宇和島に在勤中博士は宇和島藩に於ける維新三功臣伊能得能都築三氏の建碑除幕式參列の爲め令夫人と共に御歸郷あり式場に於て久々にて拜眉を得たのである其際博士は僕と壹岐君(學生今の那覇地方裁判所長壹岐寅之進氏)と後の方に居ると博士は態々立て来て前の方に誘はれ式が済むと又誘はれて鶴島神社の神樂殿に伊豫樂と云ふ古樂昔の天の岩戸の舞を思ひ出すやうの神樂を見ること二時間であつた。

翌朝御旅館に訪問し刺を通すと今日は親戚を訪問するのであるが十五六分の時間があるから上るやうにこのことで御目にかかると中央大學の御話があり大學の方も火災で全焼し困つて居る處に又奥田に死なれ何とも困つたが幸に岡野と云ふものがあつた此岡野と云ふものはヒドク若いものに人氣があつて若いものに岡野から講義を頼むと岡野博士から云はるゝのであるから行かねばなるまいと云ふ様な譯殊に大の勢力家であるから同博士に學長になつて貰ふて漸く少し落ち付いたと云ふ御話があつた其後博士には學士院長にはなられ樞密院副議長から議長になられ御目出度ことが續いて喜んで居つたのに昨年四月は突然易簣せられたので返すべくも痛恨に堪へぬ次第である。

序に宇和島藩の維新三功臣の碑文に付て述べて見たいと思ふ此碑文は同町(今は市)町長中原涉氏が漢文で起草したのである町長は豫備陸軍少將で博士の友人である處から博士に送て添削を求めた處で博士は漢文をすつかり片假名交り文に書き替へ戻され書簡に今時中學位卒業したものでは此碑文が満足に讀めぬものが澤山ある今後二三十年も過ぎたらおそらく読み得ぬ人が多數であらう人に十分に讀めぬ碑文を建てては何にもならぬ漢文をやめるがよいとのことであつたと町長の直話であつた僕は成程と博士の先見に服した丁度博士が陪審法成立の祝賀會の席であつたか陪審法は國家百年の後の爲め必要であるとの御話と同じである。

其後大正九年府下井の頭公園に芝區の小學校松本訓導が玉川上水に陥ち入りたる生徒を救はんとして溺死した碑文が建てられたが六ヶ敷い漢文で中々讀めぬと云ふことで東京朝日の鐵筆欄で

---

漢文の碑文廢止論が出て居つたのを見ていよ／＼博士の御考へに感服したのである博士の如きは  
眞に學者中の學者で又達識の經世家であると思ふ。

漫  
錄